

# 一般社団法人北海道開発技術センターおよび日本雪工学会の 技術論文投稿に関する覚書

本覚書は、一般社団法人北海道開発技術センター（以下、「開発技術センター」という。）が発行する寒地技術論文・報告集の査読論文（以下、「寒地論文」という。）で発表された研究成果を日本雪工学会の技術論文（以下、「技術論文」という。）として投稿していただくことを促進し、雪工学を含む寒地技術に関する学術研究成果の発信を図ることを目的として締結する。

## 記

1. 開発技術センターおよび日本雪工学会は、寒地論文にて発表された内容を含む研究論文を技術論文として投稿することに了承すると共に、その投稿を奨励する。
2. 日本雪工学会は、寒地論文にて発表された内容を含む研究論文が技術論文として投稿された際、寒地論文の査読結果および登載論文のコピーが添付資料として提出されたときは、その論文審査を合理的な査読プロセスによって行うことを原則とする。
3. 開発技術センターは、前項の査読結果および登載論文のコピーを技術論文の添付資料として投稿することに了承する。
4. 日本雪工学会が第2項に定める合理的な査読プロセスを行う際は、2名の査読者の1名を学術委員会構成員が担当し、その査読者は添付資料と投稿原稿との整合性および論文等投稿規定の順守に関する確認をもって採否を判定するものとする。
5. この覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、開発技術センターおよび日本雪工学会が協議して必要な事項を定めるものとする。
6. この覚書は、2014年7月から効力を発揮し、2013年度以降に登載された寒地論文を対象とする。
7. この覚書の有効期間は、効力発揮後2年間とする。但し、有効期間満了の3ヶ月前までに開発技術センターまたは日本雪工学会からの解約の申し出がないとき、その後は有効期間の定めなく継続されるものとし、その継続を解約する場合は、開発技術センターまたは日本雪工学会からの申し出による協議にて決定する。

2014年6月19日

一般社団法人北海道開発技術センター  
理事長 本多 満

日本雪工学会  
会長 福原 輝幸